

### 不適合工事一覧表(令和6年度)

工事名	検査月日 再検査月日	不適合の内容
A工事	R6.7.31	コンクリート土留工において、コンクリート打込み後の養生期間が所定の期間を満たないまま次のリフトを打設し、品質が確保されているか確認できなかった。
	R6.9.4	
計	1 件	

### 不適合工事一覧表(令和5年度)

工事名	検査月日 再検査月日	不適合の内容
A工事	R5.9.6	平張りブロック工の間詰めコンクリートにおいて、支保として利用した木材等を撤去せずにコンクリートが打設されており、適切な施工がなされなかった。
	R5.9.29	
B工事	R5.11.17	山腹工の法切工において、縦断の高さ、斜長及び角度が、それぞれの規格値±3%、±4.5%及び±60分を満足していなかった。
	R6.1.18	
計	2 件	

### 不適合工事一覧表(令和4年度)

工事名	検査月日 再検査月日	不適合の内容
A工事	R4.7.11	切削オーバーレイ工の施工管理において、出来形管理図表が正確に作成されておらず、出来形の結果が確認できない。
	R4.8.5	
B工事	R4.7.11	切削オーバーレイ工の施工管理において、出来形管理図表が正確に作成されておらず、出来形の結果が確認できない。
	R4.8.5	
計	2 件	

### 不適合工事一覧表(令和3年度)

工事名	検査月日 再検査月日	不適合の内容
A工事	R3.11.26	現場打コンクリートに、有害なひび割れが生じていた。
	R3.12.22	
計	1 件	

### 不適合工事一覧表(令和2年度)

工事名	検査月日 再検査月日	不適合の内容
A工事	R2.6.10	排水工において、流末暗渠吞口集水槽から1号暗渠工吐口枠間のU型側溝(800×800)の出来形を確認した結果、設計延長L=104.60mに対し、L=104.15mとなっており、出来形がL=0.45m不足していた。(規格値-200mm)
	R2.6.18	
B工事	R2.7.27	路盤工(下層路盤)の基準高について抽出検測した結果、管理基準値(±50mm)を超えており、不適合となっている。 なお、当該工事については、検査当日に使用した検測機器(オートレベル)が故障していたため、正しい基準高が検測されなかつたことが後日判明した。
	R2.8.18	
C工事	R2.10.27	オーバーレイ工で部分的に舗装打換を実施した基層工(A=69.8m <sup>2</sup> )の現場密度の測定1個が実施されておらず、品質の確認が出来ない。
	R2.11.5	
D工事	R2.11.24	[横断暗渠工の]底版コンクリートにおいて、側壁(L=7.5m, W=0.5m)施工部分に鉄筋が配置されていなかった。
計	4 件	

### 不適合工事一覧表(令和元年度)

工事名	検査月日	不適合の内容
	再検査月日	
A工事	R1.5.28	電線は、下層路盤下面より30cm以上深く布設するところ、30cm未満となっており、設計値を満足していない。
	R1.6.5	
B工事	R1.6.25	アスファルト舗装工の施工管理において、現場密度試験が一部実施されておらず品質が確認できなかった。 ・密粒度20F:A=1,369.8m <sup>2</sup> →「1,000m <sup>2</sup> を超える3,000m <sup>2</sup> 以下」のため3個実施すべきところ2個実施、1個不足。
	R1.6.27	
C工事	R1.8.7	補強土壁工にかかる防護柵基礎コンクリートにおいて、鉄筋のかぶりが規格値を満足していない。 (現場測定値6mm、規格値(粗骨材の最大寸法の4/3倍以上)27mm以上)
	R1.11.7	同補強土壁工にかかる笠コンクリートの配置が設計の300mmに対して約400mmを越えている箇所があり、また、端部の帶筋の配置位置70mmに対して約140mmと配置誤差があった。
D工事	R1.8.22	防護柵設置にあたり、L型擁壁を併設する一部の区間ににおいて、舗装復旧に使用した路床盛土材の「土の締固め試験」及び「CBR試験」が実施されていない。
	R1.9.6	
E工事	R1.8.22	路肩補強を目的とする重力式擁壁の施工(飛び工区)において、舗装復旧に使用した路床盛土材の「土の締固め試験」及び「CBR試験」が実施されていない。
	R1.9.6	
F工事	R1.9.18	護岸工(法枠工)の施工管理において、必要な試験の回数が不足しており、コンクリートの品質が確認できない。
	R1.9.27	
G工事	R1.9.19	護岸工(法枠工)の施工管理において、必要な試験が実施されておらず、コンクリートの品質が確認できない。
	R1.9.27	
H工事	R1.9.19	擁壁護岸工の施工管理において、必要な試験の回数が不足しており、コンクリートの品質が確認できない。
	R1.9.27	
I工事	R1.9.18	歩道橋パイアルベント(鋼管)橋脚補修の当て板補修において、すみ肉溶接のサイズ(脚長)が設計値を満足して無い箇所があった。
	R1.10.7	
J工事	R1.12.23	横断暗渠工の路体工の現場密度試験3孔のうち、1孔は規格値(最低値)を満足していない。
	R2.1.7	
K工事	R2.1.22	大型土のう工において、設計数量に対して設置数量が1袋不足しており、設計を満足していない。
	R2.2.10	
L工事	R2.1.28	スノーシェッド下部工において、軸体部コンクリートのひび割れが0.2mmを超えており、規格値を満足していない。
	R2.2.6	
M工事	R2.3.10	区画線の停止線において、幅が規格値を満足しておらず厚さの確認も出来ない。
	R2.3.19	
N工事	R2.3.17	アスファルト舗装工の施工管理において、現場密度試験が一部実施されておらず品質が確認できなかった。 ・密粒度As20F:A=1,428.5m <sup>2</sup> →「1,000m <sup>2</sup> を超える3,000m <sup>2</sup> 以下」のため3個実施すべきところ2個実施、1個不足。
	R2.3.17	
計	14 件	

### 不適合工事一覧表(平成30年度)

工事名	検査月日	不適合の内容
	再検査月日	
A工事	H30.5.24	ふとんかご工3段積のうち、2段目 L=14.0mの吸出防止材の施工が確認できなかった。
	H30.6.7	
B工事	H30.5.31	礫暗渠工(延長26.0m)の出来形(延長及び完成状況)が確認できなかった。
	H30.6.26	
C工事	H30.6.11	上層路盤工及び下層路盤工の現場密度の測定について、砂置換法(JIS A 1214)で規定する含水比試験法(JIS A 1203)によらない方法で算定しており、品質を確認できなかった。
	H30.6.21	
D工事	H30.6.20	アスファルト舗装工の施工管理において、現場密度試験が一部実施されておらず品質が確認できなかった。 ・再生密粒度20F:A=1,882.4m <sup>2</sup> →「1,000m <sup>2</sup> を超える3,000m <sup>2</sup> 未満」のため3個実施すべきところ2個実施、1個不足。
	H30.6.26	
E工事	H30.7.3	法長 2.15mのコンクリート法枠工において、吸出防止材を材料規格(幅 2.0m×長 10.0m)の幅 2.0mを法長方向として施工したため、吸出防止材の法長出来形が 0.15m不足していた。
	H30.7.20	
F工事	H30.8.9	道路土工の現場密度の測定回数について、路体は3回のところ2回で1回不足、路床は3回のところ1回で2回不足していた。 更に、路床現場密度は規格値95%以上を90%以上と勘違いし、95%以上を満たしていなかった。
	H30.8.28	
G工事	H30.8.10	A工区起点小口止工の控長が設計L=1.20mに対し、出来形L=1.00mと200mm不足していた。(規格値 -30mm) A工区No.0+10.0mの積プロック裏込礫の厚さが設計 t=490mmに対し、t=390mmとなっており、100mm不足していた。 (規格値 -50mm) A工区No.0~No.0+10.0mの築堤盛土が、土砂で築堤する設計となっているところ、別な材料(切込み碎石)で施工されていた。 A工区No.0~No.5.0mの張芝工(野芝)法長が、設計 L=4.50mに対し、L=4.20mと、300mm不足していた。(規格値 -100mm) A工区張芝工(野芝)において、耳芝が施工されていなかった。 A工区及びC工区築堤盛土において、密度管理がなされておらず、品質が確認できなかった。 B工区終点側小口止工において、現地及び施工管理資料から法長の出来形が確認できなかった。
	H30.9.26	
H工事	H30.8.27	設計書に計上したCBR試験(3箇所)について、協議に基づき試料を採取したものの、その後に試験を実施していないため、それらの成果が確認できなかった。
	H30.9.4	

I工事	H30.8.30 H30.9.6	場所打ち杭工のコンクリート圧縮強度試験において、共通仕様書の試験基準に定める必要回数が実施されていなかったため、コンクリートの品質が確認できなかった。必要回数10回のところ、2回実施。(8回不足)
J工事	H30.9.28 H30.10.4	擁壁護岸工の施工管理において、必要な試験(コンクリートの圧縮強度試験)を打設日毎4回実施すべきところ、実施されておらず品質が確認できなかった。
K工事	H30.11.14 H30.11.19	道路工 L=245mの表層工 A=1,055.9 m <sup>2</sup> [1,000 m <sup>2</sup> 超え 3,000 m <sup>2</sup> 以下]において、現場密度試験を N=3個実施すべきところ、N=2個実施のため品質が確認できなかった。(現場密度試験 N=1個不足)
L工事	H30.12.18 H30.12.20	再生密粒度As20F A=1,169.3 m <sup>2</sup> び再生粗粒度As A=1,084.3 m <sup>2</sup> の現場密度試験において、1,000 m <sup>2</sup> を超える3,000 m <sup>2</sup> 以下ため3個実施すべきところ2個実施のため、品質が確認できなかった。(現場密度試験 N=1個不足)
M工事	H30.12.20 H31.1.8	山腹暗渠工の埋戻工において、現場密度試験が共通仕様書で定める試験基準に対し、13回不足しているため、品質の確認が出来なかつた。(必要試験回数16回、実施回数3回、13回不足)
N工事	H30.12.27 H31.1.8	護岸工(法枠工)の施工管理において、コンクリート打設が3日間であることから、必要な試験(コンクリートの圧縮強度試験)を3回実施すべきところ、1回しか実施されておらず、品質が確認できなかつた。(2回不足)
O工事	H30.12.27 R1.6.19	① 植生土のう積工が崩落していた。 ② コンクリート土留工背面に係る盛土の一部及び下層路盤工の一部が未施工であった。 ③ 路肩盛土が、全線未施工であった。 ④ 下層路盤工に異常なたわみがあり、ブルフローリングが適切でなかつた。 (ただし、現場密度管理の頻度及び規格値は満足していた。)
P工事	H31.2.5 H31.2.14	鋼橋上部工の床版工において、左側端部(歩道地覆側)の基準高が、規格値±20mmを満足していない箇所があつた。 (最大で +32mm)
Q工事	H31.2.19 H31.2.28	・伸縮装置の仕上げ高さが、舗装面より 2mm 高く設置されており、規格値(0 ~ -2mm)を満足していなかつた。 ・3基の伸縮装置の後打ちコンクリートの一部が欠けていた。
R工事	H31.3.11 H31.3.19	・流路工に0.2mmを超えるクラックがあつた。
計	18 件	

#### 不適合工事一覧表(平成29年度)

工事名	検査月日	不適合の内容
	再検査月日	
A工事	H29.5.26 H29.8.4	河川右岸に施工された小口止工2箇所の施工管理において、設計法長 L=9,236mmに対し、それぞれ L=7,270mm (不足 1,966mm) であった。(規格値 -100mm)
B工事	H29.6.12 H29.6.26	車道舗装工(A=1,169.5 m <sup>2</sup> )の施工管理において、現場密度試験の測定個数が不足していた。(3個のところ 2個のみ) また、歩道舗装工(A=165.4 m <sup>2</sup> )においては、現場密度試験が実施されていなかつた。 ※不足箇所: 車道(表層、上層路盤、下層路盤)、歩道(表層) 各1箇
C工事	H29.7.26 H29.8.8	生育基盤盛土の施工管理において、現場透水試験の規格値 30mm/hr以上を下回る箇所があつた。
D工事	H29.8.3 H29.11.24	補強土壁のかさコンクリート(V=3.0 m <sup>3</sup> )が、設計強度 24N/mm <sup>2</sup> に対して、18N/mm <sup>2</sup> の生コンクリートが使用されていた。
E工事	H29.9.1 H29.9.26	管水路(L=996.3m)の砂基礎(基礎部及び管頂30cm上部の2箇所/回)の施工管理において、現場密度試験の測定回数が不足していた。 ○ 基準: 996.3m/200m ≈ 5回 ..... 試験: 5回×2箇所/回 = 10箇所 ● 管理: 基礎及び管頂30cmの2箇所 = 3回 ..... 試験: 3回×2箇所/回 = 6箇所 基礎のみ 1箇所 = 1回 ..... 試験: 1回×1箇所/回 = 1箇所
F工事	H29.9.6 H29.9.15	県道取付工N=2箇所(A=55.6 m <sup>2</sup> )の施工管理において、特記仕様書で規定する現場密度試験(最低 1個)が実施されていなかつた。(表層:5cm、基層:5cm、上層路盤:15cm、下層路盤:40cm 各層の現場密度管理)
G工事	H29.9.28 H29.12.26	管水路(L=2,238.5m)の一部路線において、保護砂が規定の厚さ(管頂 30cm)を満たしていなかつた。
H工事	H29.12.14 H29.12.19	路体盛土、下層・上層路盤工の施工管理において、現場密度試験が実施されていなかつた。 ※不足箇所: 路体盛土3回、上層・下層路盤各1孔
I工事	H29.12.18 H30.1.5	歩道舗装の出来形において、1測点で設計幅員 W=1.90mに対し W=1.82m(不足80mm)、設計延長 L=21.94mに対し L=20.10m(不足 1.84m) であった。
J工事	H30.3.7 H30.3.26	根固ブロックの製作にあたり、コンクリート品質管理において、打設日(23日)毎に1日につき1回、品質管理(圧縮強度試験外)をすべきところ、6回の試験結果のみであつた。 ※ 試験不足回数 17回
K工事	H30.3.9 H30.3.30	取り付け道路の表層工において、複数の亀裂が確認された。
L工事	H30.3.16 H30.3.22	生育基盤盛土工の出来形において、No.37測線の設計幅 W=51.63mに対し、W=51.388m(不足 242mm) であった。(規格値 -100mm)
M工事	H30.3.20 H30.3.30	暗渠型側溝工の出来形において、設計延長 L=110.7mに対し、L=110.23m(不足 470mm) であった。(規格値 -200mm)
計	13 件	

### 不適合工事一覧表(平成28年度)

工事名	検査月日 再検査月日	不適合の内容
A工事	H28.5.27	・給水管設置工事(ポリエチレン管、Φ40mm L=372m埋設)において、埋設延長管理写真等が記録されていないので、全延長の埋設状況が確認出来なかつた。
	H28.6.29	
B工事	H28.6.22	・橋梁用防護柵工において、左岸設計L=35.9mのところ、検測L=34.275m(不足1.625m)であり、また、右側設計L=35.9mのところ、検測L=34.261m(不足1.639m)であつた。
	H28.7.5	
C工事	H28.7.13	・As表層工において、No29(左側)の幅設計W=2.950mのところ、検測W=2.470m(不足0.480m)。No36～No37(右側)の幅設計W=2.920～2.700mのところ、中間部(+10.0m)を検測した結果、W=2.640mであり、幅不足。No39+4.0m交差点部の終点側の幅設計W=6.150mのところ、検測W=6.070m(不足0.080m)であつた。
	H28.7.29	・操作盤のCo基礎工において、生コンの規格が設計18-8-40BBであったが、承諾行為がなされなく18-12-25Nを使用していた。
D工事	H28.8.24	・別契約工事で設置する空調機器(屋外機・屋内機)に電源・信号を供給するためのケーブル配線工事において、実際に設置された空調機器に合わせた配線をしたが、当該工事の設計で想定していた空調機器と異なっていたため、ケーブルの数量、線種などが設計図と現場とで相違していた。
	H28.9.14	
E工事	H28.9.29	・支承改修工において、既存の支承底面と新たに設置したベースプレートが密着していなかつた。
	H28.10.6	
F工事	H28.10.11	・築堤盛土(設計土量V=183.2m³)の施工管理において、現場密度試験が実施されていなかつた。
	H28.10.21	
G工事	H28.11.1	・路床盛土(設計土量V=100.0m³)の施工管理において、現場密度試験が実施されていなかつた。
	H28.11.11	・張芝(野芝)設計面積A=178.2m²の施工管理において、出来形管理基準による設計値と実測値を対比した出来形管理書類が作成されておらず、出来形が確認できなかつた。
H工事	H28.11.28	・現場打ち擁壁の施工位置及び出来形が設計図面と一致しなかつた。
	H28.12.12	・路床盛土の施工管理において、現場密度試験が実施されていなかつた。
I工事	H28.12.13	・護岸工事において、右岸設計延長L=55.75m(No.12+26.70からNo.13+37.436までの区間)のところ、検測した結果L=51.78m(不足3.97m)であった。
	H28.12.20	
J工事	H28.12.16	・洪水吐工の一部に使用する生コンの設計規格に対して承認されたものと、実際に使用した生コンの規格が異なるものになっていた。 ○ 設計規格 ..... 21-8-25(20)BB、W/C=55% ○ 承認規格 ..... A社 24-8-20BB、 W/C=52.9% ○ 使用した規格 ..... B社 24-8-25BB、 W/C=58.1% 24-8-25BB、 W/C=52.3%
K工事	H29.3.28 H29.3.30	・育成基盤盛土の出来形を計測したところ、基準高の規格値-50mm及び幅の規格値-100mmを超えていた箇所があつた。
計	11件	

### 不適合工事一覧表(平成27年度)

工事名	検査月日 再検査月日	不適合の内容
A工事	H27.5.21	・As表層工において、舗装幅が、設計W=6.00mに対し検測W=5.8mであつた。
	H27.6.3	また、舗装幅が、設計W=5.25mに対し検測W=5.00mである。規格値-25mmを超えていた。
B工事	H27.5.26	・河川土工における現場密度の測定は、1,000m³に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施するとなつていてるが、積プロックの背面埋戻を含めて堤体盛土がV=481.2m³あるにもかかわらず、現場密度試験が全くなされていなかつた。
	H27.6.2	
C工事	H27.5.29	・ボックスカルバート(二次製品)において、呑口側天端両側にクラック(ひび割れ0.2mm前後)があつた。
	H27.6.30	・U型側溝に破損箇所(1箇所)があつた。
D工事	H27.7.23	・護岸部石張階段ブロックの設置において、新材料での設置延長が不足していた。 (設計図面では2mタイプで72個及び1mタイプで28個 計172mを設置することになつてたが、現地では2mタイプ48個と1mタイプ24個の計120mのみの設置となつてた。)
	H27.8.6	
E工事	H27.7.28	・歩道盛土法面において、張芝の法長が設計L=2.2mのところ、検測L=1.8mであった(規格値-100mm)。
	H27.8.7	・また、張芝工の施工は、面積計算表により実施されているため、面積計算表と現地が不一致であった。
F工事	H27.8.27	・道路盛土法面に施工された植生ネット法長の出来形が不足していた。(20～30cm不足)
	H27.9.15	・道路路体盛土の現場密度試験が行われていなかつた。
G工事	H27.8.28	・Co舗装工に約L=40cm破損箇所(クラック幅約2mm以上)があつた。
	H27.9.17	・Co舗装工の舗装幅について、設計W=2.47mのところ、検測W=2.34m出来形不足-130mmであった(規格値-25mm)。
H工事	H27.9.30	・防波堤(沖)の上部工において、階段部分の2箇所(L=5.5m×W=1.2m×h=0.9m/1箇所)に設計図書では生コン打設(約11.8m³)を施工することとしていたが行われていなかつた。
	H27.10.9	
I工事	H27.10.7	・交差点附近の中心線実線の区画線において、設計図書ではL=128.0mを施工することとしていたが、検測の結果L=98.5mしか施工されていなかつた。
	H27.10.13	
J工事	H27.10.29	・道路路体盛土の現場密度試験の回数が、盛土量5,000m³未満の工事は1工事あたり3回以上とされているが、2回しか実施されていなかつた。
	H27.11.27	・また、補強土壁工においても盛土量1,500m³未満の工事については3回以上とされているが、2回しか実施されていなかつた。 (いずれも、施工計画書の中で、試験する位置も含め3回行うことを明確にしていた。)

K工事	H27.11.25	・As舗装幅が不足していた。 ①舗装幅 設計 7.0mのところ検測 6.88mであり、不足 0.12m。 ②舗装幅 設計 7.0mのところ検測 6.95mであり、不足 0.05m。 ③舗装幅 設計 7.0mのところ検測 6.90mであり、不足 0.10m。
	H27.12.4	・As舗装延長が不足していた。 ①No.4～No.5 区間延長 設計 20.0mのところ検測 19.97mであり、不足 0.03m。 ②No.8～No.9 区間延長 設計 20.0mのところ検測 19.89mであり、不足 0.11m。
L工事	H28.1.15	・橋台のブルボックスから引込柱までの電気配線が、未施工であった。
	H28.1.22	・道路照明の表示板(4枚)が、設置されていなかった。
M工事	H28.2.16	・舗装表面処理工において、設計舗設幅が 5.3m～5.4mに対し、検測で 4.88mの箇所があった。
	H28.2.19	
N工事	H28.2.17	・歩道路盤工において、No.27+6m～No.28まで、施工幅 2.47m～2.55mとしていたが、検測の結果 No.27+6m～No.27+10mまで施工幅が 1.77mとなっていたので、未施工箇所があった。
	H28.3.4	
O工事	H28.3.18	・揚水機入替工において、設計に対し揚水管の長さが不足しており、所定の位置に揚水ポンプが設置されていなかった。(設計:L=25.0m、出来形:L≈21.0m)
	H28.3.25	
P工事	H28.3.16	・もたれ擁壁の天端延長が、設計 L=18.0mに対して、検測 L=16.99mであった。
	H28.3.29	・また、シールコンクリートと基礎碎石延長が、設計 L=25.0mに対して、検測 L=23.64mであった。
計	16 件	

不適合工事一覧表(平成26年度)

工事名	検査月日	不適合の内容
	再検査月日	
A工事	H26.6.25	・路床盛土の現場密度測定回数が不足している。(3回(3点/回)のところ1回のみ)
	H26.7.11	・路床盛土材の締め固め試験(最大乾燥密度試験)の方法が基準と異なる。(JIS A 1210のB法で実施すべきところE法で実施)
B工事	H26.7.17	①築堤盛土工において設計法長に対し出来形が規格値以上に不足している。 ②築堤法面に施工された張芝に使用しないものとされているホワイトクローバが施工されている。 ③堤防の法肩に耳芝が施工されていない。
	H26.7.28	
C工事	H26.7.31	路床盛土の現場密度測定回数が不足している。
	H26.8.6	
D工事	H26.9.25	アスファルト表層工( $t=5\text{cm}$ )において、
	H26.10.3	No76(L)をコアー採集した結果、厚さが平均3. 68cmであったため、規格値(-9mm)を満足していなかった。
E工事	H26.9.29	ガードレールのビーム取付高Hの規格値+30mm～-20mmの範囲を超えて施工されている。(-20mm～-230mm)
	H26.12.3	
F工事	H26.10.14	環境保全型ブロック張工において、間仕切の最低幅を10cm以上確保していない箇所が7箇所(0～6cm)あった。
	H26.10.24	
G工事	H26.12.24	プレキャストガードレール基礎工において、間詰の部分を生コンのみで施工するところを、土砂等で2/3程度充填したうえで生コンを打設している。
	H27.1.15	
H工事	H27.3.26	No37+1.5m～No37+14.0m ( $L=12.5\text{m}, W=1.9\text{m}, A=11.8\text{m}^2$ )の左側において、As基層及び路盤工が施工されていない。 No37～No37+16.5mの路盤工(設計:上層 $t=15\text{cm}$ , 下層 $t=15\text{cm}$ )において、厚さ確認ができなかった。
	H27.3.31	
I工事	H27.3.30	・A工区No.5+11.8～No.8+6.2に施工した張出歩道 $L=54. 4\text{m}$ の基礎コンクリート(山側、谷側)について出来型が規格値(-30mm)以上に不足している。
	H27.6.25	・更に山側基礎の施工にあたって、型枠が使用されておらず生コンクリートが存置されただけとなっており、適切な施工がなされていない。